

第4回 武蔵野市学校給食施設検討委員会 次第

- 日 時 : 平成29年6月29日(木) 午後2時開始
- 場 所 : 総合体育館 大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 本宿小、第三小の配送計画と安全確保策について
 - (2) 新しい施設に求められる機能について
 - (3) 今後の進め方について
 - (4) 中間報告案について
 - (5) その他

配布資料

- 資料1 時程表と配送計画、安全確保策(案)
- 資料2 新調理施設の整備の基本的な考え方「学校給食に関する新しい考え方」
- 資料3 武蔵野市学校給食施設検討委員会の今後の予定
- 資料4 学校給食施設検討委員会中間報告の説明会の開催日時等について
- 資料5 武蔵野市学校給食施設検討委員会中間報告(案)

時程表と配送計画、安全確保策(案)

時間	第三小(食器保管庫)	配送車の動き	本宿小(調理施設)	第三小時程	本宿小時程
			配送車を本宿小に常備		
10:00			出校時、同乗者1名安全確認		第2校時(9:35~10:20)
10:10	入校時、同乗者1名安全確認	配膳員		2校時(9:35~10:20)	
11:10	出校時、三小に残る1名安全確認			3校時(10:45~11:30)	
11:20			入校時、調理場1名安全確認		第3校時(10:40~11:25)
11:30			出校時、調理場1名安全確認		第4校時(11:30~12:15)
11:40	入校時、同乗者1名安全確認	給食		4校時(11:35~12:20)	
14:00	出校時、三小に残る1名安全確認			5校時(13:40~14:25)	
14:10		食器	入校時、調理場1名安全確認		第5校時(13:50~14:35)
15:30			出校時、調理場1名安全確認	下校14:40,15:35,15:45	帰りの会(15:25~15:35)
15:40	入校時、三小に残る1名安全確認	食器			最終下校(15:45)
15:50	出校時、同乗者1名安全確認				
16:00		配膳員	入校時、同乗者1名安全確認		

新調理施設の整備の基本的な考え方「学校給食に関する新しい考え方」

- ①最新の学校給食衛生管理基準に基づき、ドライシステムを導入する等、HACCP の考え方に基づいた施設とする。
- ②高温多湿の作業環境を改善し、労働安全衛生に留意した施設とする。
- ③市と給食・食育振興財団が締結した災害協定に基づき、災害時の対応の強化を図る。
- ④環境負荷の低減等のため、環境機能の強化を図る。
- ⑤食育推進のための機能の充実を検討する。

以上の 5 点を「学校給食に関する新しい考え方」とし、これらを実現する機能について前回の委員会までで議論がなされた。今回はこれまでに出了意見や新しいアイデア等について議論を重ね、最終報告書に記載することとしたい。なお、①と②については基本計画策定時の検討に委ねる。

【これまでに議論に上った機能】

- ③・災害時の炊き出し機能
- ④・太陽光発電
 - ・残菜のリサイクル活用
 - ・リサイクルされていることが視覚的に分かること
 - ・残菜のコンポスト（堆肥）化
- ⑤・地域住民が見学できる、試食ができる、中を見られる施設
 - ・地域住民に学校給食について理解してもらえる施設
 - ・工場ではなく食育を発信できる施設
 - ・食、給食に感謝の気持ちを持てる施設
 - ・職場体験
 - ・調理教室
 - ・食を通じた交流、コミュニティの場

武蔵野市学校給食施設検討委員会の今後の予定

第 4 回	6 月 29 日 (木)	中期的対応の検討 (求められるスペック・機能等) 中間報告案
◎ 7 月 6 日 (木) ~ 7 月 20 日 (木) 中間報告案に対するパブリックコメント		
7 月 3 日 (月) 定例校長会 (中間報告案) 7 月 5 日 (水) 教育委員会定例会 (中間報告案)		
◎ 7 月 1 日 (土) ~ 7 月 19 日 (水) 中間報告についての住民説明会 4 日に分けて 5 会場で実施 (資料 4 のとおり)		
第 5 回	7 月 26 日 (水)	中間報告に対する意見の報告 最終報告案
8 月 2 日 (水) 教育委員会定例会 (最終報告) 8 月 21 日 (月) 文教委員会 (最終報告)		

◎部分は前回からの修正・追加。

パブリックコメントの期間が 7 月 4 日からの 2 週間であったのが、始期と終期が変更。

7 月 1 日からの住民説明会について追加。

学校給食施設検討委員会中間報告の説明会の開催日時等について

第 4 回までの議論を受けて、検討委員会として中間報告を作成する。この内容について、報告書内で「短期的な対応案」「中期的な対応案」それぞれで候補に挙げられた地域の住民に対して以下の日程で説明会を行う。

日 時	7 月 1 日 (土) AM10～12 時	7 月 8 日 (土) AM10～12 時	7 月 8 日 (土) PM 2～4 時	7 月 11 日(火) PM 7～9 時
場 所	桜野小多目的室	桜堤コミセン 会議室	本宿コミセン 多目的室	西部コミセン 和室

主な内容は以下のとおり

- ・ 武蔵野市学校給食の歴史や現状についての説明
- ・ 課題及び検討内容について
- ・ 質疑応答

説明会の第 5 回は 7 月 19 日 (水) の午前 10 時より、桜堤調理場で行う。上述の主な内容の他に、希望者については給食を用意し、試食会も併せて行う。定員は会場に合わせた 20 名、応募方法は電話と郵便とし、7 月 5 日必着で締切とする。応募人数が 20 名を超えた場合は抽選により参加者を決定する。

武蔵野市学校給食施設検討委員会 中間報告書(案)

平成 29 年 7 月

中間報告の作成にあたって

現在武蔵野市では、学校給食を、自校調理施設を備える小学校4校及び桜堤調理場と北町調理場の2つの共同調理施設から、市内8つの小学校と6つ全ての中学校に提供しています。

近年の小中学校児童生徒数の増加に伴い、提供する必要のある給食食数が、本市の学校給食調理施設が提供できる給食の食数を超える見込みであることがわかってきました。

また、平成29年度現在、北町調理場は45年目、桜堤調理場は51年目と長期間に渡り稼働しており、間もなく市が公共施設の更新時期の目安とする建築後60年を迎えます。

そこで、武蔵野市教育委員会では、学校給食施設検討委員会を設置し、給食提供食数の不足見込みへの対策について検討を始めました。

このたび、来年以降の給食提供不足見込みに対応する案を中間報告としてまとめました。具体的には、①給食の予備分を必要最小限にする直近の対応、②既存の自校調理施設で他校分も調理する短期的な対応、③桜堤調理場の建替えを前倒しし、新調理施設を建設する中期的な対応を切れ目なく講じることで、給食提供不足食数に対応します。

市民の皆様にご報告するとともに、最終報告書作成にむけて、広くご意見を募集いたします。

◇ご意見の提出方法

- 電子メール、FAXまたは郵送のいずれかの方法でご意見をお寄せください。なお、電話によるご意見の受け付けはいたしません。
- ご意見の提出にあたっては、氏名、住所、連絡先を記入のうえご提出をお願いいたします。

◇募集期間 平成29年7月6日(木)から7月20日(木)まで(必着)

*ご提出いただいたご意見の内容は、原則公開とさせていただきます。

【あて先(問い合わせ先)】

武蔵野市学校給食施設検討委員会

事務局 武蔵野市教育委員会 教育部教育企画課 財務係 古藤

住所：〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

電話：0422-60-1972(直通) FAX：0422-51-9260(直通)

e-mail：sec-kyouiku@city.musashino.lg.jp

— 目 次 —

1	武蔵野市の学校給食施設の現状と課題	1
(1)	現状	1
①	共同調理場	1
②	自校調理施設（単独調理場）	1
(2)	課題	1
①	今後の必要食数の見込み	1
②	共同調理場の更新	2
③	自校調理施設の更新	2
2	不足見込み食数と対応案	3
(1)	武蔵野市学校給食施設検討委員会	3
(2)	検討委員会による対応案の概要	3
(3)	直近の対応案	4
(4)	短期的な対応案	4
①	既存の自校調理施設から他校へ供給する方法（親子方式）	4
②	検討したが採用しなかった選択肢	5
(5)	中期的な対応案	6
(6)	建築基準法上の制約条件	7
3	新調理施設の整備の基本的な考え方	8
(1)	全市的な課題として取り組む必要	8
(2)	学校給食に関する基本的な視点	8
(3)	新調理施設の提供食数	9
(4)	新調理施設の建設候補地	9
4	今後の予定	10

1 武蔵野市の学校給食施設の現状と課題

(1) 現状

① 共同調理場

武蔵野市では、2つの共同調理場から、14の小中学校に給食を供給している。その他の小学校4校は、自校調理施設を備えている。平成29年度の時点で桜堤調理場は建築後51年目、北町調理場は45年目である。

	武蔵野市立学校給食桜堤調理場	武蔵野市立学校給食北町調理場
所在地	武蔵野市桜堤1-7-23	武蔵野市吉祥寺北町4-11-30
敷地面積	1,819.14 m ²	1,500.00 m ²
建築面積	624.93 m ²	890.66 m ²
延床面積	813.33 m ²	1,279.94 m ²
開設年月	昭和42年6月開設	昭和48年4月開設
調理食数	武蔵野市立の全中学校 2,020食程度（平成28年度）	武蔵野市立小学校8校 3,720食程度（平成28年度）

② 自校調理施設（単独調理場）

第五小学校、境南小学校、本宿小学校、桜野小学校は自校調理施設を備えている。

	第五小学校	境南小学校	本宿小学校	桜野小学校
開設年月	昭和36年3月	昭和51年3月	昭和53年9月	平成22年10月
*調理食数	460食程度	580食程度	380食程度	910食程度

*平成29年2月時点での調理食数

(2) 課題

① 今後の必要食数の見込み

北町調理場は平成30年度に、桜堤調理場は平成31年度に、調理必要食数が提供可能食数を上回る。

■北町調理場（小学校8校：提供食数3,800食）									
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	…	H38
調理必要食数	3,780	3,905	4,058	4,171	4,394	4,523	4,703		5,016
提供可能食数	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	……	3,800
供給不足食数		105	258	371	594	723	903		1,216
*小学校調理必要食数 = 児童数 × 1.12									
■桜堤調理場（中学校6校：提供食数2,100食）									
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	…	H43
調理必要食数	2,048	2,081	2,146	2,226	2,274	2,340	2,395		2,971
提供可能食数	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	……	2,100
供給不足食数			46	126	174	240	295		871
*中学校調理必要食数 = 生徒数 × 1.11									
平成28年度教育委員会作成の小中学校将来児童生徒数推計に基づき事務局で作成									

② 共同調理場の更新

本市は、公共施設の更新の目安を建築後 60 年としており、平成 29 年度に桜堤調理場が建築後 51 年目を迎え、北町調理場が 45 年目を迎える。共同調理場の更新を検討する時期である。

③ 自校調理施設の更新

自校調理施設がある学校の改築中は、自校調理施設が使えなくなるため、他の施設から代替して供給する必要がある。特に、自校調理施設 4 校のうち、第五小学校については建築後 57 年目であり、校舎の更新を検討する時期である。

2 不足見込み食数と対応案

(1) 武蔵野市学校給食施設検討委員会

武蔵野市立の小学校及び中学校へ給食を安定的に供給するための施設整備の在り方について検討するため、平成29年3月9日、武蔵野市学校給食施設検討委員会（以下、「検討委員会」）を設置した。

これまで、現状と課題の整理、短期的及び中期的対応策を検討し、次節のとおり対応案をまとめた。

(2) 検討委員会による対応案の概要

①給食の予備分を必要最小限にする直近の対応、②既存の自校調理施設で他校分も調理する短期的な対応、③桜堤調理場の建替えを前倒しし、新調理施設を建設する中期的な対応を切れ目なく講じることで、給食提供不足食数に対応する。

年度	対応案	両調理場の不足見込食数	
		小	中
H30	【直近の対応案（小学校～H30年度、中学校～H32年度）】 ①給食の予備を最小限にする。 各学校の提供必要数を事前に正確に把握することが必要。そのために、直前の食数変更を極力減らすように運用を見直す。	105	—
H31	【短期的な対応案（H31～32年度）】 ①既存の自校調理施設から近隣他校へ供給する（親子方式）。 候補：本宿小から第三小へ供給 500食増	258	46
H32	②なお、親子方式を実施しない場合でも、桜野小、境南小、本宿小は、提供食数が不足するため設備の増強が必要。	371	126
H33	【中期的な対応案（H33年度～）】 ①老朽化した桜堤調理場の建替えを前倒しし、新調理施設を建設。 ②桜堤調理場の建替えの前倒しにより、近い将来の改築が想定される第五小の自校調理施設について、代替機能の確保が可能にもなる。	594	174
H34	③北町調理場は、平成44年度に建築後60年となる。衛生・安全面にも配慮した適切な施設の維持管理を前提として、学校改築の進捗状況によっては、築後60年を超えて使用する可能性がある。	723	240
<注> 短期的な対応案①、中期的な対応案①ともに、建築基準法第48条の許可が必要。			

(3) 直近の対応案

各学校の給食は、必要な人数分のほかに、ある程度の予備分を加えて調理している。この予備分について、必要な予備を確保しつつ最小限にする案である。学校による直前の食数変更を極力減らし、事前に必要食数を正確に把握できるようにする。

これにより、小学校は平成 30 年度、中学校は平成 31、32 年度の不足見込み食数に対応できる。但し、平成 33 年度以降の不足見込み食数への対応は困難となる。このため、次の短期的な対応案が必要となる。

(4) 短期的な対応案

①既存の自校調理施設から他校へ供給する方式（親子方式）

自校調理施設がある学校から他校へ供給することで、共同調理場の調理必要食数を減少させる案である。直近の対応策をとっても食数の不足が生じる平成 31 年までに実現できる可能性がある案は、【表 1】より、解決すべき課題はあるが、本宿小学校から近隣の第三小学校へ供給する案である。

これにより、平成 31、32 年度の小学校の不足見込み食数に対応できる。但し、平成 33 年度以降は対応が困難になるため、次の中期的な対応案が必要となる。

この案を実施する場合、本宿小における現在のアレルギー対応や自校調理施設の特色を維持するとともに、両校に配送上必要な安全確保策を講じる。具体的には、本宿小学校及び第三小学校間を給食配送車が往復することになるため、各校の時刻に配慮した配送スケジュールの設定、安全確認のための要員配置、学校敷地内における安全かつ安定した配送のための路面整備等が考えられる。なお、平成 29 年度に予定していた本宿小学校の調理器具の更新と設備の増強を一体的に行うことで、効率的に設備を増強する。

【表 1】

	H31 年度までに実現できる可能性	
本宿小学校 S53.9開設 約380食	本宿小学校→第三小学校（合計900食程度、500食増） ・親子方式の実施に関わらず、老朽化により、釜やシンク等の設備の更新等が必要である。 ・第三小学校へ供給することで施設の用途が「工場」になるため、建築基準法第48条の特例許可が必要である。	△

<p>第五小学校 S36.3開設 約460食</p>	<p>第五小学校→関前南小学校（合計920食程度、460食程度増）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理室が地下にあるため、リフトの増設が必要である。 ・西側の隣接道路が狭く、配送車の出入りが困難である。 ・築年が古く（平成29年度現在建築後58年目）、建替えが近いいため、新たな設備投資は困難である。 	<p>×</p>
<p>境南小学校 S51.3開設 約580食</p>	<p>境南小学校→第二小学校（合計1,170食程度、590食程度増）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食室に段差があり空間利用の変更が困難である。 ・釜等の設備を増設するスペースがないため提供食数を大幅に増やすことは困難である。 ・配送車の施設西側からの進入は、上部プールの梁にあたる箇所があり困難である。 ・施設東側からの進入は、スロープの勾配がきつく、食缶等が傾くため、現状では困難である。 	<p>×</p>
<p>桜野小学校 H22.10開設 約910食</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童数が、単独調理施設を建設した当時の見込みを上回っている。現供給能力では他校への提供は困難である。 ・釜等の設備を増設するスペースがないため提供食数を大幅に増やすことは困難である。 	<p>×</p>

②検討したが採用しなかった選択肢

・自校調理施設の新設

現在、自校調理施設を持たない学校に自校調理施設を新設し、共同調理場の調理必要食数を減少させる案である。竣工年度が比較的新しく、今後約20年間の間に建築後60年に達しない学校を選択肢とした。基本設計から稼働まで最短3年間（平成30～32年度）の期間が必要であることその他、下記の個別の理由により、平成31年度までの実現は困難であるため採用しなかった。

	<p>H31年度までに実現できる可能性</p>	
<p>千川小学校</p>	<p>①ランチルームを改修する方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下があるため、排水・換気設備を新設する対応が困難である。 	<p>×</p>

	②自然体験園に設置する方法 <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計の前に、自然体験園の解体を行う必要があるため、稼働まで3年間以上の期間が必要となる。 ・学校敷地と別敷地であり、配送にトラックを使う必要があり、道路が一方通行のため遠回りになる。 ・既存の自然体験園を解体して自校調理施設を建設しても、提供食数の増が限定的である（約380食増）。 ・学校敷地と別敷地であり用途が「工場」になるため、建築基準法第48条の特例許可が必要である。 ・北側に住宅が隣接している。 	×
大野田小学校	改築する体育館に併設する方法 <ul style="list-style-type: none"> ・現体育館の解体のための期間がさらに必要であり、平成31年度までの実現は困難である。 	×
第四中学校	学校敷地内に設置にする方法 <ul style="list-style-type: none"> ・第五期長期計画・調整計画では、中学校に自校調理施設を設置する方向性は示されていない。 	×

・その他

その他の下記選択肢は、平成31年度までの実現が困難である。

北町調理場の設備増強	<ul style="list-style-type: none"> ・保管、配送、調理量、作業スペース等のすべての検証結果から、現在の給食の水準を維持しながらの必要食数の増強は困難である。 	×
桜堤調理場の設備増強	<ul style="list-style-type: none"> ・築年が古く（平成29年度現在築後51年目）、建替えが近いこと、新たな設備投資は困難である。 	×
北町調理場から提供する小学校給食の一部を桜堤調理場に移管	<ul style="list-style-type: none"> ・小中別の献立、アレルギー対応が必要であり、小学校用ラインを増やす必要がある。現状の施設では別ラインになりヒューマンエラーの危険性が高くなる 	×
外部委託	<ul style="list-style-type: none"> ・現在委託して提供しうる事業者は多摩西部にあるのみであるため、調理から喫食まで2時間以内という基準を満たせない。 	×

(5) 中期的な対応案

短期的な対応案により、平成31、32年度の小学校の不足見込み食数に対応できるが、平成33年度以降は対応が困難になる。また、不足する食数の規模は、その他単独調理校の増強により対応することが困難な規模である。そのため、建築年次の古い桜堤調理場の建替えを前倒しし、新調理施設を建設する案である。

具体的には、今後、調理必要食数が増えていく間、自校調理校以外の学校は、新調理施設と北町調理場の2か所で対応する。北町調理場が建築後60

年を迎えた後は、児童生徒数の伸びが落ち着き減少していくため、北町調理場の更新はせず、最終的に、自校調理校以外の学校は新調理施設 1 か所に対応する案である。

これにより、平成 33 年度以降の小学校及び中学校の不足見込み食数に対応できる。

さらに、平成 32, 33 年度には第五小学校が建築後 60 年を迎え、近い将来の改築が予想される。その際、第五小学校の自校調理施設が一時的に使えなくなる。その一方で、新調理施設は適切なスペックを見込むことが前提ではあるが、ピーク時を除けばある程度の余力が見込まれる。そのため、第五小学校改築時の自校調理施設の代替機能の確保も可能となる。

なお、学校改築については、今後策定する学校施設整備基本計画の中で具体的に検討していくが、学校改築の進捗や調理施設の状況によっては、北町調理場を、60 年を超えて使用する可能性がある。

(6) 建築基準法上の制約条件

住居系の用途地域において、自校調理施設が他校分の給食も作る親子方式を実施する場合（短期的な対応案）や、給食共同調理場を建設する場合（中期的な対応案）、共同調理場は、建築基準法において「工場」扱いになるため、都市計画の用途地域では建築制限を受ける。

この場合、建築基準法などに基づいた審査において、建築基準法第 48 条の規定に基づく特定行政庁の許可（良好な居住の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ない場合）が得られた場合に建築可能となる。そのため、先進的な事例を参考にしながら適切に対応する必要がある。

3 新調理施設の整備の基本的な考え方

(1) 全市的な課題として取り組む必要

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり（学校給食法第1条）、本市の全ての小中学校において行われる食育も含めて、学校教育において重要な意義を有する。この学校給食の実施は、学校設置者の任務である（同法第4条）。

そして、給食共同調理場は、学校給食や食育事業を支えるための基幹的な施設である。

また、学校給食がこのような高い公益性のある事業であることを前提として、周辺環境へ配慮することも必要である。

新調理施設の建設にあたっては、その必要性・公益性と影響を認識しながら、全市的な課題として捉え取り組む必要がある。

(2) 学校給食に関する基本的な視点

本市における学校給食の基本的な視点は、安全・安心の確保、質の維持、食育の推進、地産地消の推進、人材の確保と育成等が挙げられる。この基本的な視点のもと、良質な学校給食を提供してきた。新調理施設の整備にあっても、これまでの本市における学校給食の基本的な視点を変えない。さらに、以下のとおり、最新の学校給食衛生管理基準及び新しい考え方等にも対応する。

- ①最新の学校給食衛生管理基準に基づき、ドライシステム¹を導入する等、H A C C P²の考え方に基づいた施設とする。
- ②高温多湿の作業環境を改善し、労働安全衛生に留意した施設とする。
- ③市と給食・食育振興財団が締結した災害協定に基づき、災害時の対応の強化を図る。
- ④環境負荷の低減等のため、環境機能の強化を図る。
- ⑤食育推進のための機能の充実を検討する。

¹ 床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステム（文部科学省 HP「学校給食施設・設備の改善事例集」）。

² H A C C P（Hazard Analysis Critical Control Point）。食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法（厚生労働省 HP）。

(3) 新調理施設の提供食数

新調理施設では、11ページのグラフのとおり、小学校給食を最多で約1,800食（平成45年度）、中学校給食を最多で約3,000食（平成43年度）を調理する必要がある。

さらに、北町調理場が建築後60年を迎える平成45年度には、新調理施設では、小学校給食約1,800食、中学校給食約2,800食（小学校食数換算³で約3,600食）、合計約4,600食（同5,400食）の食数を調理する必要がある。

新調理施設の提供食数は、北町調理場がその役割を終える時点で、自校調理校を除く小中学校すべての給食を調理することを前提として、①小学校について建築後60年を目安に更新する、②小学校の改築時に自校調理校化する、③新調理施設が本格稼働するまで北町調理場を稼働させる、これらの条件を前提にして算出した。

なお、共同調理場で調理する必要がある食数のピークは、平成38年度の約8,500食であり、北町調理場で3,800食、新調理施設で4,700食を調理する必要がある（いずれも、小学校食数に換算した数字）。

(4) 新調理施設の建設候補地

約5,400食（小学校給食換算）を提供する新調理施設を建設するためには、ある程度の面積を有する用地が必要である。他自治体の事例等から、給食を安全に提供するためには、少なくとも給食1食あたり0.5㎡以上の延床面積が必要である。

そこで、必要な延床面積を確保するため、解体等が必要な構築物がなく、かつ、一定規模以上の面積がある市有地を検討の候補とし、法的規制、周辺環境への影響、建築規模、給食の配送など、様々な条件を比較した。

その結果、本検討委員会として、条件的に優位な候補地は、旧桜堤小跡地北側部分及び桜堤調理場敷地であるとの結論となった。旧中央図書館跡地、旧西久保住宅跡地は、必要な建築延床面積を確保できない他、住宅と直接隣接している点や、接している道路が狭い等、課題がある。

	旧桜堤小跡地北側部分・桜堤調理場	旧中央図書館跡地	旧西久保住宅跡地
敷地面積	約3,000㎡～	約2,000㎡	約900㎡
提供可能食数	約5,400食～	約4,800食	約2,800食

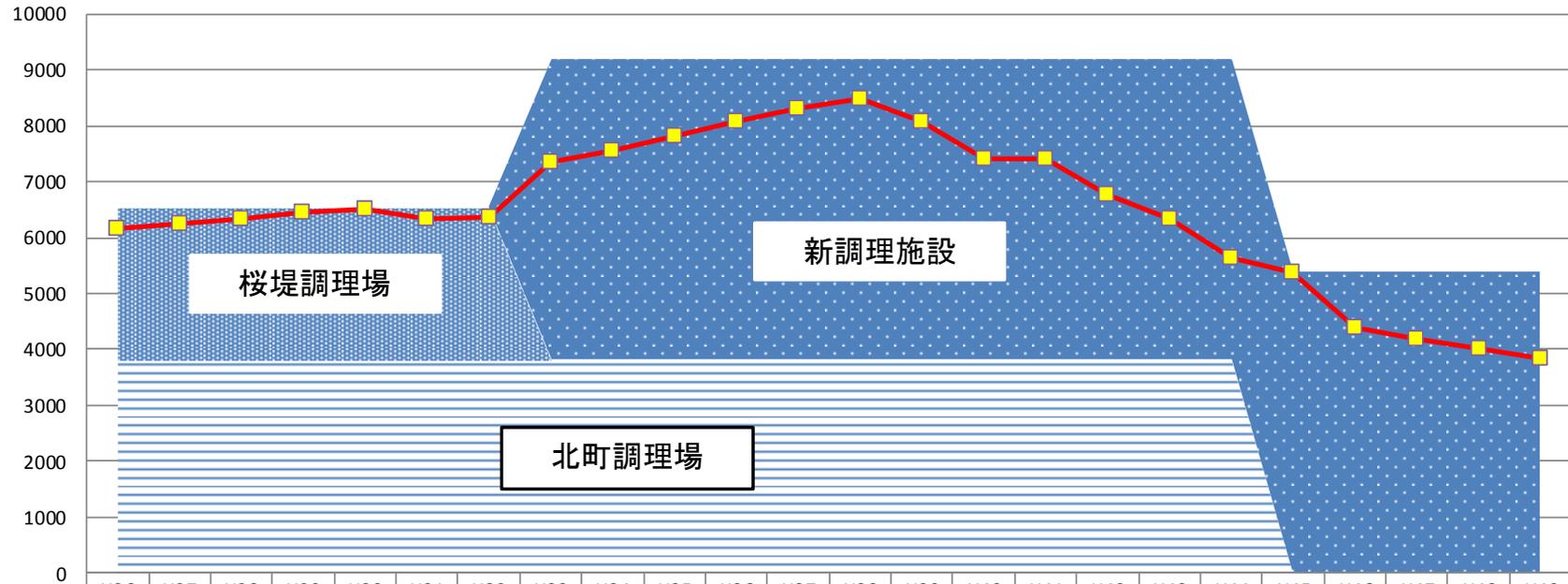
³ 厚生労働省による栄養所要量では、中学生は小学生の1.3倍の量を要する。

道 路 条 件	北側、東西に接道。 東西は一方通行。	西側のみ接道。	南側と西側の接道 は、一方通行かつ 狭隘である。
周 辺 環 境	住宅地と敷地の間に 道路がある。	北側のマンション と敷地が、直接接す る。	南西の住宅と敷地 が直接接する。
用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	準工業地域 [特別工業地区]

4 今後の予定

- ・ 7月6日～20日：中間報告に対するパブリックコメントを実施
※保護者、近隣住民への説明会も実施
- ・ 7月26日：第5回検討委員会（最終報告案を検討）
- ・ 8月2日：定例教育委員会（学校給食施設の整備方針を決定）
- ・ 教育委員会として方針を決定後、市長部局と協議。
- ・ 8月21日：文教委員会行政報告（学校給食施設の整備方針）
- ・ 新調理施設建設に着工するまでに、新調理施設に関する基本計画策定、設計事業者選定、基本設計・実施設計等が必要である。適時必要な措置を講じる。

小中学校の合計必要食数と 共同調理場提供可能食数の推移(*小学校食数換算)



	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49
■ 新調理施設 提供可能食数	0	0	0	0	0	0	0	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384	5384
■ 桜堤調理場 提供可能食数	2730	2730	2730	2730	2730	2730	2730	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■ 北町調理場 提供可能食数	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	3800	0	0	0	0	0
■ 小中合算 非単独調理校 必要食数	6158	6244	6336	6442	6505	6329	6367	7350	7564	7817	8075	8310	8473	8071	7396	7403	6777	6330	5645	5384	4386	4186	4019	3848

平成28年度教育委員会作成の小中学校将来児童生徒数推計に事務局が作成

- *中学生の栄養所要量が小学生の1.3倍であるとし、中学生必要食数に1.3を乗じた数を小学生必要食数に換算した数とする(重量ベース)
- ・平成30年度から32年度は直近の対応案により減らした必要食数を反映し、33年度以降は運用の継続が未定であるためこれを反映しないものとする
- ・建築後60年の小学校は建替えをし、自校調理施設を備えているものとする

参 考 资 料

武蔵野市学校給食施設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市立の小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）へ給食を安定的に供給するための施設整備の在り方について検討するため、武蔵野市学校給食施設検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を武蔵野市教育委員会及び市長に報告する。

- (1) 市立学校の給食の必要数の見込みに関すること。
- (2) 給食共同調理場の建替えの計画及びスケジュールに関すること。
- (3) 給食共同調理場の建替えまでの間の市立学校への給食の供給についての対応策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者及び職にある者をもって構成し、教育長が委嘱し、又は任命する。

- 2 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は教育部長の職にある者をもって充て、副委員長は教育部教育企画課教育調整担当課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングスタッフ)

第5条 検討委員会の協議に必要な資料の作成その他検討委員会の補佐をするため、検討委員会にワーキングスタッフを置くことができる。

- 2 ワーキングスタッフは、検討委員会の構成員がその所属する職員のうちから指名する。

(設置期間)

第6条 検討委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から平成29年8月31

日までとする。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、教育部教育企画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成29年2月21日から施行する。

2 この要綱は、平成29年8月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

武蔵野市立小中学校長会を代表する者
武蔵野市立小中学校のPTAを代表する者
教育部長
財務部施設課長
教育部教育企画課長
教育部教育企画課教育調整担当課長
教育部教育支援課長
一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団事務局長

武蔵野市学校給食施設検討委員会委員名簿

委員

氏名	職	備考
菅原 このみ	武蔵野市立関前南小学校校長	
田極 政一郎	武蔵野市立第六中学校校長	
中丸 尚子	武蔵野市立第三小学校PTA会長(平成28年度)	
後藤 真澄	武蔵野市立桜野小学校PTA会長(平成28年度) 武蔵野市立第二中学校PTA会長(平成29年度)	
◎竹内 道則	教育部長	
早川 千秋	財務部参事兼施設課長事務取扱	
大杉 洋	教育部教育企画課長	平成28年度 副委員長
○渡邊 克利	教育部教育企画課教育調整担当課長	平成29年4月1日～
稲葉 秀満	教育部教育支援課長	～平成29年3月31日
牛込 秀明	教育部教育支援課長	平成29年4月1日～
北原 浩平	一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団事務局長	

◎は委員長、○は副委員長

○学校給食施設検討委員会 開催経過

回数	開催日	内容
第1回	平成29年3月9日	・委員会運営のあり方について ・学校給食施設の現状と課題について
第2回	平成29年5月8日	・学校給食施設の課題と対応策について
第3回	平成29年6月2日	・短期的及び中期的対応案の検討
第4回	平成29年6月29日	・短期的及び中期的対応案の検討